

倫理規程・行動規範

2015年12月4日制定
2021年3月25日改訂

公益社団法人 日本損害鑑定協会

倫理規程・行動規範

目 次

【前文：倫理規程・行動規範制定の趣旨】

第1章 倫理綱領

第1条（使命）	1
第2条（使命の自覚）	1
第3条（独立性及び信義誠実）	1
第4条（法令等の遵守）	1
第5条（品位の保持）	1
第6条（信用の維持）	1
第7条（公益活動）	1

第2章 一般的な規律

第8条（規律の遵守）	2
第9条（秘密保持の義務）	2
第10条（広告及び宣伝）	2
第11条（品位、公正を損なう事業への関与の禁止）	2
第12条（違法行為への関与の禁止）	2
第13条（損害鑑定以外の業務受託）	2
第14条（従業者等に対する指導監督）	2
第15条（非鑑定人への名義貸し等の禁止）	2
第16条（損害鑑定の公正さを疑われるような取引の禁止）	2
第17条（鑑定物件紹介についての謝礼受領の禁止）	2

第3章 損害鑑定の依頼者等との関係における規律

第18条（受託義務と能力超過受託の禁止）	3
第19条（公正を保ち得ない業務の禁止）	3
第20条（損害鑑定中止時の対応）	3
第21条（鑑定料・報酬額の明示）	3

第4章 利益相反等の場合における規律

第22条（受託の禁止）	4
第23条（職務を行ない得ない鑑定業務）	4
第24条（潜在的利害対立のある業務）	4
第25条（受託後の利害対立）	4

第5章 損害保険契約者等との関係における規律

第26条（立場の説明）	4
第27条（公平・公正）	4

第6章 被害者等との関係における規律

第28条（示談交渉の禁止）	5
第29条（被害者等からの利益の供与）	5
第30条（被害者等に対する利益の供与）	5

第7章 他の会員及び損害鑑定人との関係における規律

第31条（信頼関係の尊重）	6
第32条（名誉の尊重と誹謗、中傷等の禁止）	6
第33条（不利益行為の禁止）	6
第34条（相互協力等）	6
第35条（会員及び損害鑑定人間の紛議）	6
第36条（報告義務）	6
第37条（協力義務）	6

第8章 他団体及び他の資格者との関係における規律

第38条（他の専門資格者等の役割の尊重）	7
第39条（名誉の尊重）	7

第9章 その他の規律

第40条（反社会的勢力への対応）	7
第41条（人権、差別の禁止）	7
第42条（賠償責任保険の加入）	7
第43条（本会の発展）	7
第44条（倫理規程・行動規範への疑義）	7
第45条（倫理規程・行動規範の改訂）	7

【前文：倫理規程・行動規範制定の趣旨】

公益社団法人日本損害鑑定協会（以下「本会」という）は、多発する自然災害をはじめとするさまざまな事故によって発生した損害に対して、公正且つ迅速な損害鑑定を推進し、国民生活の安定・向上に貢献することを目的として事業を展開する。

そのために、会員及び会員に所属する損害鑑定人（以下「損害鑑定人」という）は、鑑定技能及び鑑定品質の向上に資する調査、研修に取り組むとともに、損害鑑定の健全な発展と社会生活の安定に資する公正・誠実・迅速な業務遂行を行う役割を担っている。

このような目的や役割を実現するにあたり、会員及び損害鑑定人は、損害を鑑定する専門家としての高度な知識、豊富な経験及び高いスキルを培うことで、公正且つ誠実な高い倫理性が求められる。そのため、会員等は、自らを律するとともに、社会の期待に応えるべく、ここに倫理規程・行動規範を定めるものとする。

第1章 倫理綱領

第1条（使命）

会員及び損害鑑定人は、公正・誠実・迅速な損害鑑定を行うことにより、健全な損害鑑定の実現と社会生活の安定に資することを使命とする。

第2条（使命の自覚）

会員及び損害鑑定人は、前条の使命を自覚しその達成に努める。

第3条（独立性及び信義誠実）

会員及び損害鑑定人は、職務上のあらゆる人間関係において、独立性を保ち信義に従い倫理的及び誠実に振る舞う。

第4条（法令等の遵守）

会員及び損害鑑定人は、各種法令等を遵守し、法令及び実務に精通するよう努める。

第5条（品位の保持）

会員及び損害鑑定人は、平素から常に人格形成と品位の保持に努める。また専門知識の研鑽及び実務経験の蓄積に努めると共に、本会が主催する研修に積極的に参加し、自己研鑽を重ね損害鑑定の品質の向上を図る。

第6条（信用の維持）

会員及び損害鑑定人は、業務を公正かつ誠実に行い、常に謙虚な姿勢を保持することにより、信用の維持に努める。

第7条（公益活動）

会員及び損害鑑定人は、その使命に相応しい公益活動に積極的に参加し、実践するように努める。

第2章 一般的な規律

第8条（規律の遵守）

会員及び損害鑑定人は、本会定款及び本規程を遵守する。

第9条（秘密保持の義務）

会員及び損害鑑定人は、業務上知り得た秘密については、公序良俗に反する等の正当な理由がある場合を除き、秘密保持の義務を厳守し、また、これらの秘密を業務以外の目的に利用してはならない。会員等でなくなった後も同様とする。

第10条（広告及び宣伝）

会員及び損害鑑定人は、広告又は宣伝をするときは、虚偽又は誤解を与えたり、品位を損ねる広告宣伝をしてはならない。

第11条（品位、公正を損なう事業への関与の禁止）

会員及び損害鑑定人は、品位又は業務の公正を損なうおそれのある事業を営み、又はこれに参加し、若しくはこれに自己の名義を利用させてはならない。

第12条（違法行為への関与の禁止）

会員及び損害鑑定人は、詐欺的行為、暴力その他これに類する等の違法、不正な行為を行ってはならずかつ助長してはならない、またこれらの行為を一切利用してはならない。

第13条（損害鑑定以外の業務受託）

損害鑑定以外の事業を兼業する会員等が、損害鑑定とその他の業務を受託する場合は、包括契約方式によらず各々別途の契約を締結し、損害鑑定業務が適切に運営されるように努めなければならない。

第14条（従業者等に対する指導監督）

会員及び損害鑑定人は、その業務に従事する者若しくは業務を補助する者が違法又は不当な行為に及ぶことの無いよう必要な指導、監督を行わなければならない。

第15条（非鑑定人への名義貸し等の禁止）

会員及び損害鑑定人は、損害鑑定人でない者にその名義を貸与し、或いはその業務を取り扱わせたり、又は損害鑑定人を詐称している者と協力、援助等の提携する行為をしてはならない。

第16条（損害鑑定の公正さを疑われるような取引の禁止）

会員及び損害鑑定人は、自らが損害鑑定する対象物件を譲り受けてはならない。

2 会員及び損害鑑定人は、自らが損害鑑定する物件の工事依頼を受けてはならない。

3 会員及び損害鑑定人は、損害鑑定の公正さを疑われる取引を行ってはならない。

第17条（鑑定物件紹介についての謝礼受領の禁止）

会員及び損害鑑定人は、自らが損害鑑定する物件の工事の紹介をした場合に謝礼その他の対価を受け取ってはならない。

第3章 損害鑑定依頼者等との関係における規律

第18条（受託義務と能力超過受託の禁止）

会員及び損害鑑定人は、業務の依頼を受託する場合は、その内容及び範囲を明確にしなければならない。

2 会員及び損害鑑定人は、自己の能力を超えらると思われる損害鑑定を受託してはならない。

第19条（公正を保ち得ない業務の禁止）

会員及び損害鑑定人は、公正を保ちえない事由、又はそのおそれのある業務については、これを行わない。

2 会員等は、業務の途中で業務の公正を保ち得ない事由を発見した場合は、損害鑑定依頼者等に報告し適切な処置を講じなければならない。

第20条（損害鑑定中止時の対応）

会員及び損害鑑定人は受託した損害鑑定を継続することができなくなった場合には損害鑑定依頼者等に損害を及ぼすことがないように、他の会員、損害鑑定人、又は本会に支援を求める等損害鑑定の内容に応じた適切な対応を講じなければならない。

第21条（鑑定料・報酬額の明示）

会員及び損害鑑定人は、損害鑑定受託の際、依頼者等に対して、あらかじめ鑑定料・報酬額またはその算定方法を明示しなければならない。

第4章 利益相反等の場合における規律

第22条（受託の禁止）

会員及び損害鑑定人は、次の各号のいずれかに該当する損害鑑定については受託してはならない。ただし、双方の損害鑑定依頼者が同意した場合は、この限りでない。

- ①同一事故における物保険と賠償責任保険両方の損害鑑定
- ②受託中である損害鑑定の相手方（加害者など）からの依頼による他の損害鑑定

第23条（職務を行ない得ない鑑定業務）

会員及び損害鑑定人は、前条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する損害鑑定については、その業務を行ってはならない。

- ①自己が利害関係を有する物件の損害鑑定（依頼者が同意した場合を除く）
- ②依頼者の利益と他の依頼者の利益が相反する損害鑑定（依頼者及び他の依頼者のいずれもが同意した場合を除く）
- ③依頼者の利益と自己の経済的利益が相反する損害鑑定（依頼者が同意した場合を除く）

第24条（潜在的利害対立のある業務）

会員及び損害鑑定人は、同一の事故の損害鑑定について複数の依頼者があってその相互間に利害の対立が生じるおそれがあるときは、損害鑑定を受託する際に、依頼者それぞれに対し、利害の対立が顕在化した場合には速やかに受託を中断せざるを得なくなる可能性、その他の不利益が生じるおそれがあることを説明しなければならない。

第25条（受託後の利害対立）

会員及び損害鑑定人は、複数の依頼者から同一事故の損害鑑定を受託した後、依頼者相互間に現実に利害の対立が生じたときは、依頼者それぞれに対し、速やかに、その事情を説明し適切な措置をとらなければならない。

第5章 損害保険契約者等との関係における規律

第26条（立場の説明）

会員及び損害鑑定人は、損害保険契約者等に対し損害鑑定人の立場を正しく説明しなければならない。

本章において「損害保険契約者等」とは、損害保険契約者の他、被保険者、保険金請求者、取り扱い代理店等をいう。

第27条（公平・公正）

会員及び損害鑑定人は、いかなる場合においても不正な利益の実現に関与してはならない。

第6章 被害者等との関係における規律

第28条（示談交渉の禁止）

会員及び損害鑑定人は、被害者等との間で示談交渉をしてはならない。

本章において「被害者等」とは、被害者および第三者である修理業者やその関係者等をいう。

第29条（被害者等からの利益の供与）

会員及び損害鑑定人は、受託している損害鑑定に関し、被害者等から利益の供与若しくは供応を受け、又はこれを要求し、若しくは約束をしてはならない。

第30条（被害者等に対する利益の供与）

会員及び損害鑑定人は、受託している損害鑑定に関して、被害者等に対し、利益の供与若しくは供応をし、又は申込みをしてはならない。

第7章 他の会員及び損害鑑定人との関係における規律

第31条（信頼関係の尊重）

会員及び損害鑑定人は、他の会員及び損害鑑定人が受託している業務に関与する場合には、その会員及び損害鑑定人と損害鑑定人の依頼者等との間の信頼関係を尊重しなければならない。

第32条（名誉の尊重と誹謗、中傷等の禁止）

会員及び損害鑑定人は、相互に名誉と信義を重んじ、みだりに他の会員及び損害鑑定人に対し誹謗、中傷等の行為をしてはならない。

第33条（不利益行為の禁止）

会員及び損害鑑定人は、信義に反して他の会員及び損害鑑定人を不利益に陥れてはならない。

第34条（相互協力等）

会員及び損害鑑定人は、他の会員及び損害鑑定人と共同して職務を遂行する場合には、損害鑑定人の依頼者等の求める共同遂行の趣旨の実現に向け、その意向を踏まえて相互に協力しなければならない。

2 会員及び損害鑑定人は、損害鑑定人の依頼者等の承諾を得て業務対応のために他の会員及び損害鑑定人を選任する場合には、その損害鑑定人の範囲を明確にし、十分な意思疎通を図らなければならない。

第35条（会員及び損害鑑定人間の紛議）

会員及び損害鑑定人は、他の会員及び損害鑑定人との紛議については、協議又は本会の紛議調停による円満な解決に努めなければならない。本会における調停を行なう場合には、理事会において選任された調停委員会がこれを行なう。

第36条（報告義務）

会員及び損害鑑定人、他の会員及び損害鑑定人が、本規定第9条に反した行為を行っていることを知った場合、本会に報告しなければならない。

2 同様に、会員及び損害鑑定人は、自身が本規定第9条に反した場合も報告する義務を負う。会員及び損害鑑定人が自らこれを報告した場合、この事実は本会コンプライアンス委員会において審議のうえ、理事会が招集する懲戒委員会にて判断が検討される。

第37条（協力義務）

会員及び損害鑑定人は、正当な理由がある場合を除き、本会から委嘱された業務に協力することに努めなければならない。

第8章 他団体及び他の資格者との関係における規律

第38条（他の専門資格者等の役割の尊重）

会員及び損害鑑定人は、他団体及び他の専門資格者等の役割を尊重し、良好な協力関係を構築するように努めなければならない。

第39条（名誉の尊重）

会員及び損害鑑定人は、他団体等を誹謗、中傷をする等の発言をしてはならない。

第9章 その他の規律

第40条（反社会的勢力への対応）

会員及び損害鑑定人は、市民社会の秩序や市民の安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切関係を持たず、その不当要求に応ずることなく、毅然とした態度で対応しなければならない。

第41条（人権、差別の禁止）

会員及び損害鑑定人は、人種、国籍、信条、信仰、性別、ジェンダー、性的指向、障害や疾病、社会的地位、家柄等にとらわれることなく、人々に公正に接しなければならない。

第42条（賠償責任保険の加入）

会員は、専門業務事業者賠償責任保険に必ず加入しなければならない。

第43条（本会の発展）

会員及び損害鑑定人は、本会の発展を支え、本会の求める理想を推進していかなければならない。

第44条（倫理規程・行動規範への疑義）

本規程の解釈に関し疑義が生じた場合、又は本規程に規定されない事項で倫理に関して疑義が生じた場合は、本会の理事会において協議する。

2 前項の場合において、会員及び損害鑑定人は、本会の理事会に報告、相談することができる。

第45条（倫理規程・行動規範の改訂）

本会の理事会は、必要に応じて、本規程を改訂することができる。

以上